

知らないとトラブル 労働基準関係法

～働かせ方の基本的ルールを知り、職場のトラブルを防ぐ～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会
王子労働基準協会・向島労働基準協会

労働関係法令の基本を網羅した(公社)全国労働基準関係団体連合会発行の定番テキスト「知らなきゃトラブル! 労働基準関係法の要点 改訂3版」(平成28年4月15日刊)を使用した講習会を企画しました(9月13日と同一内容です)。

同書は多くの図表を用いた本論解説、関連するQ&A、補足解説などで立体的に構成され、そのほかトピックス、関連様式の記載例、就業規則の規定例なども収録した盛りだくさんの内容となっています。今回改訂では、パート労働法、労働者派遣法など相次いで改正された法令の内容や最近の重要テーマのトピックスページが追加されています。元労働基準監督官の講師が解説します。

記

1 日時 平成28年12月6日(火) 10:00~16:00 (開場・受付は9:40~)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講師 榎木 敬 氏 (元厚生労働省大分労働局長)

4 内容

- 1 労働者を募集・採用するとき(募集時に示した労働条件と同じ内容で労働契約をしなくてはならないですか?)
- 2 労働条件の明示(書面で明示する事項は?)
- 3 就業規則(社員への周知方法は?)
- 4 労働時間(労働者が自発的に残業したときも労働時間としなければならないでしょうか?)
- 5 休憩・休日・休暇(半日だけ休日労働させたときは、半日だけの振替休日を与えれば良いのでしょうか?)
- 6 賃金(出張先で残業をした場合に、割増賃金の支払いが必要ですか?)
- 7 解雇するとき・退職するとき(遅刻が多い労働者を懲戒解雇できますか?)
など、労働基準法関係で起こるトラブルを総ざらいします。

5 受講料 会員 5,000円 それ以外の方 6,000円 (消費税・テキスト代 1,944円含む)

6 定員 34名

7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から11月29日まで2週間ない場合は11月29日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例1206 OOカイヤ等)			

③受講の取消:11月29日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692